

MAGAZINE FOR QUALITY OF LIFE

MEDICAL

メディカル クォール

2014

6

JUNE

No.235

「デュフィ展」は、Bunkamuraザ・ミュージアムで6月7日から開催される



ラウル・デュフィ  
《ヴァイオリンのある静物：パッサへのオマージュ》  
1952年 油彩、カンヴァス  
パリ国立近代美術館、ポンピドゥー・センター  
©Centre Pompidou, MNAM-CCI, Dist. RMN-Grand  
Palais / Jean-Claude Planchet / distributed by AMF

医療構造改革の今日的課題⑩

社会保障制度改革プログラム法における最重要の改革課題①  
医療保障政策研究21

トレンディ・レポート

健保組合の財政悪化と保険料引き上げで  
レセプトデータ等活用した保険者機能強化

医療変革期の病院経営戦略⑧

2014年度診療報酬改定と後発医薬品  
国際医療福祉大学大学院教授 武藤 正樹

特集2

訪問看護ステーションが提供する「ふらつとカフェ」  
がん患者やその家族が交流する場を定期的に提供  
地域社会全体で「がん医療」を支える体制を目指す

特集1

患者と医療者の「架け橋」となる「医療市民マイスター」  
よりよい医療の実現のため市民目線で活動する  
済生会栗橋病院「Orinas」の成果と今後の課題



# 徹底解説・医療経営ゼミナール

## 第24回 少子化対策／真剣に考える時だ②

東日本税理士法人 副所長・税理士 坂田茂

次回に引き続き、少子化対策を具体的にみていこう。  
人口が減少しても繁栄した国家・文明は有史に存在しない。したがって、各国は出生率の低下を食い止めるよう対策を講じているが、そのうちの一定の先進国の少子化対策は表の通りである。出生率回復に成功した国をみてみよう。

○福祉国家優等生のスウェーデン  
スウェーデンの出生率は、平成一年に一・五で最低となり、平成四年には一・九二と回復している。また、未就学児を抱える母親の労働参加率は七〇％以上と高い。

その理由として、「充実した育児休業制度と育児休業給付金制度」がある。フルの育児休業期間は一年半で、最初の一年は給与の八〇％が補償される。この両親手当を全額受給するには父親による一カ月の育児休暇取得が義務づけられる。

日本では出産すると仕事を辞め、その後再就職する女性が多いが、スウェーデンでは出産後も仕事を辞めず休業制度を利用し、仕事と育児との両立をしている。つまり、仕事か家庭の二者選択を迫られることは少ないといえる。

### ○手厚い家族給付のフランス

子どもを産みやすい国・出生率が上がっている先進国といえ、誰しもフランスを思い浮かべるだろう。一世紀にわたり少子化対策に取り組んできた国でもある。出生率が平成六年に一・六五で最低となり、平成四年に二・〇〇に回復している。この国の特徴は、「一言でいえば「産めば産むほど有利なシステム」である。オランダ大統領も四人の子持ちである。この背景には、シラク元大統領が実行した「シラク三原則」と、婚外出産・非嫡出子の人権にも配慮した政策パッケージの存在がある。このシラク三原則は、次の通りである。

1. 子どもをもつことにより新たな経済的負担が生じないようにする
2. 無料の保育所を完備する
3. 育児休業から三年後に職場復帰する時は、その三年間、ずっと勤務していたものとみなし、企業は受け入れなくてはならない

その後のフランスの少子化対策の代表的なものを列挙する。

- ① 家族手当  
所得制限なしで、第二子以降の家庭に子供が二歳になるまで給付される。日本の児童手当と似ているが、第二子の家庭には支給されない点が違う。
- ② N分N乗方式  
子育て世代、特に三人以上の子どもがいる世帯に対して、大幅な税負担軽減がなされている（日本も導入を検討。後述）。
- ③ 職業自由選択補足手当  
子育てのために仕事を全面的に休むのか、週四日勤務、午後三時までといったように時間短縮するかなど、自由に出勤日数、労働時間数を選択することができる。
- ④ 出産費用  
産科の受診料、検診費、出産費用など妊娠出産から産後のリハビリテーションを含め無料である。
- ⑤ 高校までの学費は原則無料  
公立大学の学費も、ほぼ無料。学費や教育費にお金がかかるから子どもを産まないという考え方は、ほとんど存在しないといえる。
- ⑥ 保育の充実  
フランスでは特に在宅での家庭的な保育サービスが発達している。特に認定保育ママというものが現在の保育需要の約七〇％を担っているとされている。

このように、フランスでは子育てを社会全体の課題と捉え、自国の将来を守るため、その将来を担う子どもたちの発達を総合的に保障しようという姿勢が各種政策に現われていることが、先進諸国のなかでも高い

出生率を維持できている理由であるといえる。

○日本の少子化対策の現状  
国や自治体の実施する少子化対策は誌面の都合上紹介はできないが、国等が対策を打っても少子化が進行し続けていることは事実である。最新の対策では、平成二五年度補

正予算で「地域少子化対策強化交付金」が約三〇億円準備されたが、効果は疑問符であり、このような少子化対策予算はまだ足りていない。さらに三月には、政府が少子化対策の一環として、所得税の課税対象を「個人単位」から「世帯単位」に見直す検討を開始した。これは何を意味しているのだろうか。

### ① 世帯課税の導入

現在、日本の税制では個人単位で所得税を納税することになっている。たとえば夫婦共働きで所得税はそれぞれ所得と妻の所得税はそれぞれ所得に応じて個別に納税する。今回、議論の対象となったのは、「計算単位を個人ではなく世帯」とし、夫婦の所得を合算した金額に応じて所得税を課すというやり方である。

これはフランスで実施されている「N分N乗」制度であるが、この際、子どもの数が多ければ多いほど税金を優遇することで、少子化対策に活用しようというわけである。所得が小さい人（つまり所得の低い女性・高齢者や所得のない子）を世帯に加える選択に、この制度はかなり強力なインセンティブを与える。つまり、世帯年収が同じ場合、専業主婦世帯のほうが恩恵が大きくなる。

しかし、少子化対策には一定の効果があるかもしれないが、女性の働く意欲を高めることにはならないであろう。

② 配偶者控除の廃止・縮小  
そこで、今や共働き世帯が専業主婦世帯の一・三倍に達しているという家族の形の変化にも対応し、かつ妻が働く「壁（一〇三万円の壁、一三〇万円の壁）」を取り払おうという意味で、所得税の三万円の配偶

者控除を廃止・縮小しようという見直し議論が進んでいる。  
ただし、配偶者控除を廃止・縮小すれば主婦が積極的に社会進出してくれらるという政府の目論見は実現困難であろう。税制だけ操作したからといって、「保育」という大きな問題が解消されない限り、働く女性はそう簡単に増えない。この配偶者控除の見直しは、要は、単なる約六〇〇億円の「税収増」になっただけという感じがする。

今、日本は金融の異次元緩和を続けている。そこで、少子化対策においても「異次元の少子化対策」を強く望みたい。

OECDが平成一七年に行った家族政策による出生率回復シミュレーションによると、日本は、提言された四つの主要な育児支援・両立対策を強化した場合、合計特殊出生率は二・〇まで回復するといわれている。待機児童対策、病児保育、長時間保育、学童保育、育児サポートなど、将来の日本を背負ってくれる大事な子どもたちが、生まれ育ちやすい環境の改善に税金が投入され、経済が回る仕組みがもたらされ、経済がわが国は、子どもと子育てに社会的投資をする額が、圧倒的に少なすぎ

<表>

	日本	フランス	スウェーデン	イギリス	ドイツ	アメリカ
児童手当	3歳未満 15,000円 3歳～小学校修了 10,000円 第1子、第2子 15,000円 第3子以降 10,000円 中学生10,000円 所得制限あり 所得制限以上一律5,000円(当分の間の特例給付)	第2子以降 ・月約1.8万円(第3子以降月約2.3万円、14歳以上は加算) ・所得制限なし ※子どもの多い世帯ほど負担が軽減(N分N乗方式)	第1子から ・16歳未満(学生は18歳まで) ・第1子月約1.7万円、第2子約1.9万円、第3子約2.4万円、第4子約3.3万円、第5子約3.7万円 ・所得制限なし	第1子から ・16歳未満(学生または就労訓練中の者は20歳未満) ・第1子月約1.4万円、第2子以降月約0.9万円 ・所得制限なし	第1子から ・18歳未満(失業者は21歳未満、学生は25歳未満) ・第1・2子月約2.6万円、第3子月約2.7万円、第4子以降月約3.0万円 ・所得制限なし	・手当制度はない。 ※ただし、税制で、被扶養者の所得控除に加えて、17歳未満の扶養児童は児童税控除が受けられる
育児休業	子が1歳になるまで保育所に入所できない場合は1歳6か月まで(休業給付) 休業開始時の50%相当額	子が3歳になるまで(休業または労働時間の短縮) 【休業給付】 第1子は6か月まで(基礎手当込みで月額約8.0万円)、第2子以降は3歳まで(基礎手当込みで月額約8.0万円(割増制度あり))	子が約1歳6か月まで全日休暇、8歳までの部分休暇(労働時間短縮) 【休業給付】 子が8歳までの間、両親合わせて最高480日の休業給付を受給可能(最初の390日は従前賞金の80%、その後90日は月額約3.8万円を給付)	子どもが5歳になるまでの13週間 【休業給付なし】 ※出産休暇を充実して対応 ・従前手取り収入の6%を保障(ほかに3歳未満の子を養育している場合はさらに加算)	子が3歳になるまで12か月間 【休業給付】 ・従前手取り収入の6%を保障(ほかに3歳未満の子を養育している場合はさらに加算)	他国のような出産休暇や育児休業は制度化されていない
保育・教育	3歳未満児の25.4%が保育所を利用 ・義務教育は6歳から ・保育所待機児童22,741人(2013年4月現在)	3歳未満児の49%が保育所を利用 ・義務教育は6歳からあり、就学前教育として、3歳以上はほぼ全員が保育学校(幼保一体型施設)に通う	育児休業制度の充実により、0歳児の保育利用率は極めて高い ・1歳児49.3%、2歳児91.4%が保育所を利用(主に就学前教育) ・義務教育は7歳からあり、6歳児を対象とする就学前教育あり	3・4歳児には、週15時間の無料早期教育を確保 ・義務教育は5歳から	3歳未満児の保育利用率は21.5%(保育所中心) ・もともと女性の就業率の高かった旧東独と比べ、旧西独の方が利用率が低い(旧西独16.3%、旧東独43.8%) ・義務教育は6歳から	・国全体を通じた制度はなく、保育は基本的に私的な対応 ・義務教育は、6歳または7歳から(州によって異なる)。5歳児は幼稚園に通う場合が多い(73.4%)